

平成 2 5 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

【 抜 粋 】

日 時 平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日 (木)
午後 2 時

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 4 3 号
ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成25年度第2回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
363	東部大阪都市計画道路の変更	1
364	東部大阪都市計画緑地の変更	5
365	東部大阪都市計画道路の変更	9
366	南部大阪都市計画道路の変更	13
367	南部大阪都市計画道路の変更	17
368	南部大阪都市計画道路の変更	21
369	南部大阪都市計画道路の変更	25
370	東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更	29
371	南部大阪都市計画下水道の変更	33

議 第 3 6 3 号

総 計 第 1 5 2 4 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中、3・4・215-17号梅が丘黒原線を3・4・215-17号梅が丘高柳線に名称を改め、3・4・215-14号池田秦線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・215-14	池田秦線	寝屋川市池田新町地内	寝屋川市豊野町地内	寝屋川市豊野町地内	約 2,120m	地表式	2車線	16m	京阪本線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所
	3・4・215-17	梅が丘高柳線	寝屋川市梅が丘二丁目地内	寝屋川市高柳二丁目地内	寝屋川市清水町地内	約 4,640m	地表式	2車線	16m	JR片町線と立体交差 京阪本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路打上線と立体交差 幹線街路と平面交差7箇所
	車線数の内訳		2車線			約 2,940m				
			4車線			約 1,700m				
3・5・215-26	打上線	寝屋川市打上中町地内	寝屋川市梅が丘二丁目地内	寝屋川市打上元町地内	約 1,320m	地表式	2車線	12m	幹線街路梅が丘高柳線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・4・215-14号池田秦線ほか2路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・4・215-14号池田秦線、3・4・215-17号梅が丘黒原線及び3・5・215-26号打上線の一部区間を廃止するものである。

また併せて、3・4・215-17号梅が丘黒原線を3・4・215-17号梅が丘高柳線に名称を変更するものである。

議 第 3 6 4 号

総 計 第 1 6 2 2 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画緑地の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画緑地の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画緑地中、第 0-2 号深北緑地を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑地名			
0-2	深北緑地	寝屋川市 河北中町地内 大東市 深野北二丁目、深野北三丁目、 深野北四丁目及び深野北五丁目地内	約 45.6 ha	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 便益施設 管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪都市計画緑地第0－2号深北緑地については、緑地内を横断する都市計画道路門真河北線の廃止に伴い、本案のとおり一部区域の追加を行うものである。

議 第 3 6 5 号

総 計 第 1 6 7 8 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 東部大阪都市計画道路中、3・4・218-1号大阪住道線を3・3・218-1号大阪住道線に、3・5・218-20号野崎鴻池線を3・5・218-20号鴻池御領線に名称を改め、3・3・218-1号大阪住道線ほか4路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・218-1	大阪住道線	大東市諸福八丁目地内	大東市諸福四丁目地内	大東市諸福八丁目地内	約 1,000m	地表式	4車線	25m	幹線街路大阪中央環状線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・4・218-3	枚方八尾線	大東市赤井一丁目地内	大東市扇町地内	大東市赤井一丁目地内	約 880m	地表式	2車線	16m	JR片町線と立体交差 幹線街路住道駅前西線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所	
	3・4・218-9	北条線	大東市北新町地内	大東市北新町地内	大東市北新町地内	約 230m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差 1箇所	
	3・5・218-18	御領深野線	大東市御領四丁目地内	門真市江端町地内	大東市御領三丁目地内	約 960m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 1箇所	
	3・5・218-20	鴻池御領線	大東市諸福六丁目地内	大東市御領一丁目地内	大東市新田北町地内	約 3,200m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 東部大阪都市計画道路中、3・5・218-14号北条中垣内線を廃止する。

理 由

東部大阪都市計画道路のうち、3・4・218－1号大阪住道線ほか5路線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、3・4・218－1号大阪住道線、3・4・218－3号枚方八尾線、3・4・218－9号北条線、3・5・218－18号御領深野線及び3・5・218－20号野崎鴻池線の一部区間を廃止し、3・5・218－14号北条中垣内線を廃止するものである。

また併せて、3・4・218－1号大阪住道線を3・3・218－1号大阪住道線に、3・5・218－20号野崎鴻池線を3・5・218－20号鴻池御領線に名称を変更するものである。

議 第 3 6 6 号

総 計 第 1 4 0 1 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 南部大阪都市計画道路中、3・4・222-6号堺大和高田線を3・3・222-6号堺大和高田線に、3・5・222-15号誉田東阪田線を3・4・222-15号誉田白鳥線に、3・5・222-18号河原城大黒線を3・4・222-18号河原城学園前線に名称を改め、3・3・222-6号堺大和高田線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・222-6	堺大和高田線	羽曳野市南恵我之荘八丁目地内	羽曳野市恵我之荘三丁目地内	羽曳野市恵我之荘六丁目地内	約 630m	地表式	2車線	25m	近鉄南大阪線と立体交差	
	3・4・222-15	誉田白鳥線	羽曳野市誉田二丁目地内	羽曳野市白鳥二丁目地内	羽曳野市栄町地内	約 270m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・222-18	河原城学園前線	羽曳野市河原城地内	羽曳野市学園前五丁目地内	羽曳野市河原城地内	約 840m	地表式	2車線	16m	自動車専用道路南阪奈道路と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中、3・4・222-9号島泉河原城線を廃止する。

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・4・222-6号堺大和高田線ほか3路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり3・4・222-6号堺大和高田線、3・5・222-18号河原城大黒線及び3・5・222-15号誉田東阪田線の一部区間を廃止し、3・4・222-9号島泉河原城線を廃止するものである。

また併せて、3・4・222-6号堺大和高田線を3・3・222-6号堺大和高田線に、3・5・222-18号河原城大黒線を3・4・222-18号河原城学園前線に、3・5・222-15号誉田東阪田線を3・4・222-15号誉田白鳥線に名称を変更するものである。

議 第 3 6 7 号

総 計 第 1 7 6 0 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・3・213-8号大阪岸和田泉南線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹 線 街 路	3・3・213-8	大阪岸和田泉南線	泉佐野市 日根野地 内	泉佐野市 日根野地 内	泉佐野市 日根野地 内	約 1,770m	地表式	4 車線	22m	自動車専用道路 と立体交差 1 箇 所 幹線街路と平面 交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・3・213－8号大阪岸和田泉南線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり一部区間を廃止するものである。

議 第 3 6 8 号

総 計 第 1 7 3 1 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・3・228-2号大阪岸和田泉南線及び3・5・228-5号中小路岡田樽井線を廃止する。

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・3・228-2号大阪岸和田泉南線ほか1路線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり3・3・228-2号大阪岸和田泉南線及び3・5・228-5号中小路岡田樽井線を廃止するものである。

議 第 3 6 9 号

総 計 第 1 7 6 1 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・6・232-4 号鳥取自然田線を 3・6・232-4 号石田自然田線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・6・232-4	石田自然田線	阪南市石田地内	阪南市自然田地内	阪南市自然田地内	約 1,390m	地表式	2 車線	11m	幹線街路第二阪和国道と立体交差 幹線街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

南部大阪都市計画道路のうち3・6・232-4号鳥取自然田線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり一部区間を廃止し、3・6・232-4号石田自然田線に名称を変更するものである。

議 第 3 7 0 号

総 計 第 1 6 6 4 号

平成25年12月5日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪、南部大阪都市計画緑地の変更（大阪府決定）

東部大阪、南部大阪都市計画緑地中、第 0-1 号石川河川公園を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	緑地名			
0-1	石川河川公園	柏原市 円明町地内並びに円明町、玉手町及び石川町地先 富田林市 喜志町一丁目、西条町二丁目、川面町一丁目、川面町二丁目、若松町東一丁目、大字新堂、清水町、大字北大伴、北大伴町一丁目、富田林町、谷川町、西板持町一丁目、西板持町二丁目、大字彼方及び錦織東二丁目地内並びに喜志町一丁目、西条町一丁目、西条町二丁目、川面町一丁目、川面町二丁目、大字新堂、清水町、大字北大伴、北大伴町一丁目、山中田町一丁目、川向町、富田林町、谷川町、大字西板持、西板持町一丁目、西板持町二丁目、西板持町四丁目、大字甲田、大字彼方、錦織東一丁目及び錦織東二丁目地先 羽曳野市 碓井、古市、大黒、広瀬、通法寺及び駒ヶ谷地内並びに碓井、碓井二丁目、碓井三丁目、碓井四丁目、川向、古市二丁目、古市三丁目、南古市一丁目、南古市三丁目、大黒、広瀬、通法寺及び壺井地先 藤井寺市 道明寺三丁目及び国府二丁目地内 南河内郡河南町 大字山城及び大字一須賀地内並びに大字山城及び大字一須賀地先	約 170.6ha	園路広場 修景施設 休養施設 遊戯施設 運動施設 便益施設 管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

東部大阪、南部大阪都市計画緑地第0－1号石川河川公園の一部区域について、「都市計画公園・緑地（府営公園）見直しの基本方針」（平成24年3月策定）に基づき、公園緑地としての必要性を評価した結果、本案のとおり都市計画の廃止を行うものである。